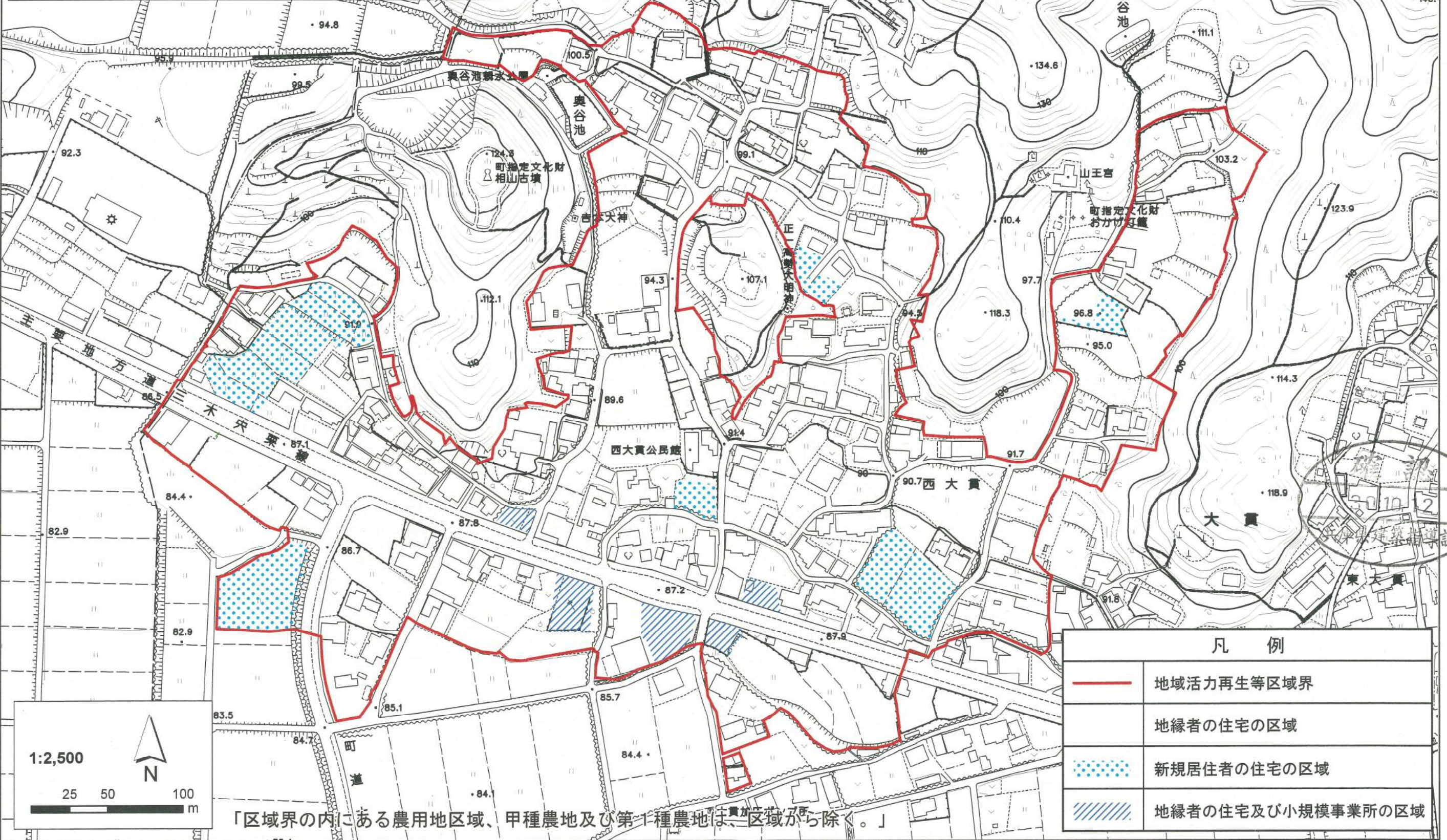


名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	区域図
西大貫地区	条例別表第3の3の項 (地域活力再生等区域)	旧条例別表第3の1の項に規定する地縁者の住宅 旧条例別表第3の2の項に規定する新規居住者の住宅 旧条例別表第3の4の項に規定する地縁者の小規模事業所	



凡例	
	地域活力再生等区域界
	新規居住者の住宅の区域
	地縁者の住宅及び小規模事業所の区域

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第一種農地は、区域から除く。」